

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可事業者

根 拠 法 令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第60条
許 可 の 種 類	解体業者
許 可 番 号	20383〇〇〇〇〇〇
事 業 者 名 称	〇〇〇自動車株式会社 (連絡先 * * * * - * * - * * * *)
保 管 施 設	使用済自動車 最大保管量〇台、保管高さ〇m 解体自動車 最大保管量〇台、保管高さ〇m

縦:20センチメートル、横:20センチメートル以上。ただし、事業所敷地内で使用済自動車等を保管する場合は、縦:60センチメートル、横:60センチメートル以上。